

# 沖縄県中小企業振興資金利子補給金のご案内

沖縄県へ利子補給金制度の申請をした方に

令和5年1月～12月に金融機関へ支払った利子の一部をキャッシュバックします。

## 概要

沖縄県では、県融資制度のうち、対象資金の貸付を受けた方へ利子補給を実施します。利子補給対象期間は融資を受けた日から最長で3年間です。沖縄県へ申請を行うと、審査の上、金融機関へ支払った利子の一部が県から補給されます。

## 対象者

令和2年1月2日～令和3年3月31日  
に①・②の貸付を受けた方

①ベンチャー支援資金

②雇用創出促進資金

令和2年1月2日～令和2年3月31日  
に③・④の貸付を受けた方

③新事業分野進出資金

④創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)

## 手続きの流れ



## 提出書類

「沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書」とその添付資料

## 提出期限

①ベンチャー支援資金  
②雇用創出促進資金

➤ 令和6年1月31日(水)

③新事業分野進出資金  
④創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)

➤ 令和5年12月18日(月)

提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階  
沖縄県 商工労働部 中小企業支援課 金融班

## 利子補給率

対象資金(対象要件)		融資利率	利子補給率	実質負担		
新事業分野進出資金		1.50%	1.00%	0.50%		
ベンチャー支援資金		1.50%	1.00%	0.50%		
雇用創出促進資金	融資対象1	1名新規雇用(非正規雇用)を行う場合	1.50%	1.00%	0.50%	
	融資対象2	非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合	〃	〃	〃	
	融資対象1	2名以上新規雇用(非正規雇用)を行う場合	1.50%	1.50%	0.00%	
	融資対象2	非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合	〃	〃	〃	
	融資対象3	法定雇用障がい者数を超過して障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合	〃	〃	〃	
	融資対象4	以下の①～⑥の認証・承認を受ける場合		〃	〃	〃
		①えるぼし認定		〃	〃	〃
		②くるみん認定		〃	〃	〃
		③ユースエール認定制度		〃	〃	〃
		④沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証		〃	〃	〃
⑤沖縄ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証		〃	〃	〃		
⑥その他上記①～⑤と同等と認められる事業等に基づく認定・認証		〃	〃	〃		
創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)		1.70%	1.00%	0.70%		

## 計算方法

利子補給計算月の**当月末融資残高**×利子補給率÷365日×利子日割日数

前払いの場合 (後払いの場合は**前月末融資残高**)

**Q** 返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合、利子補給額はどうなるか。

**A** 変更の前後でいずれか低い方の融資残高を基準に計算します。

## 留意事項

- 予算の上限に達し次第、受付を終了します。お早めに申請ください。
- 受付期間を過ぎての提出はいかなる理由があっても認められません。
- 交付申請書を受付後、県にて審査の上、交付決定を行い、その旨通知します。
- 審査の結果、申請額と交付決定額が一致しないことがあります。

問い合わせ

沖縄県商工労働部 中小企業支援課 金融班

TEL:098-866-2343 E-mail:aa052108@pref.okinawa.lg.jp

HP:https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/rishihokuyuu.html

